

「洋上IPネットワーク」に関する乗員整備技術支援に係る契約希望者
募集要項（公募）

「洋上IPネットワーク」に関する乗員整備技術支援に係る契約について公募を実施するので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊呉地方総監部経理部長
南方 一 顯

記

1 調達品目等

平成29年度、30年度、31年度における、「洋上IPネットワーク」に関する乗員整備技術支援に係る契約

なお、「洋上ネットワーク」については、別図のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省において指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）の第1項に関する項目及び中国地域の競争参加資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(7) 別図の装備品等の乗員整備への技術支援能力を有し、迅速、かつ、継続的に対応可能であること。

なお、応募に当たっては、次を原則とする。

- ア 乗員整備への技術支援対象艦船と同一の警備区域に工場又は営業所を有すること。
- イ 別図の装備品等に関し、乗員整備への技術支援ができること。
- (8) 別図の装備品等の乗員整備への技術支援等に必要な計測器、試験装置及び専用治具類又は同等の設備を有すること。
- (9) 本事業の遂行のため、次の事項を実施できる技術を有していること。
 - ア 適切な乗員整備技術の検討
 - イ 乗員整備に関する技術資料の作成
- (10) 別図の装備品等の乗員整備への技術支援等に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
 - ア 管理部門
 - 安全、工程管理、技術資料の管理
 - イ 整備部門
 - 装備品等の設計及び運用について、十分理解した上での乗員整備への技術支援能力を有すること。
- (11) 技術情報の管理体制（個人に対する情報保全教育体制、設備の管理体制、成果物の管理体制等）を確保できること。
- (12) 下請企業へ一部業務委託する場合は、委託する業務に応じて、本項第6号から第11号までの項目を満たしていること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 応募にあたり、募集区分のうち、一部履行に関して制限がある場合については、その旨を記載すること。

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、別紙に示す作成要領により提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記

した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、第1号アからウに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した公募手続きにおける技術審査において、この公募に係る技術資料を既に提出し、合格している旨の申請が応募者からあった場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 別図の装備品等の過去5年間における最新の検査・修理実績（実績がない場合は省略可）

イ 第2項に規定する設備並びに体制・能力を証明する書類（設備、乗員整備への技術支援体制、技術情報の管理体制に関する証明書等）

ウ 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済の技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係

〒737-8554

広島県呉市幸町8番1号

0823-22-5511（内線2254）

(2) 提出期間

平成29年1月30日（月）～平成27年2月28日（火）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口

参加表明書を提出した部隊等の窓口

イ 時間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

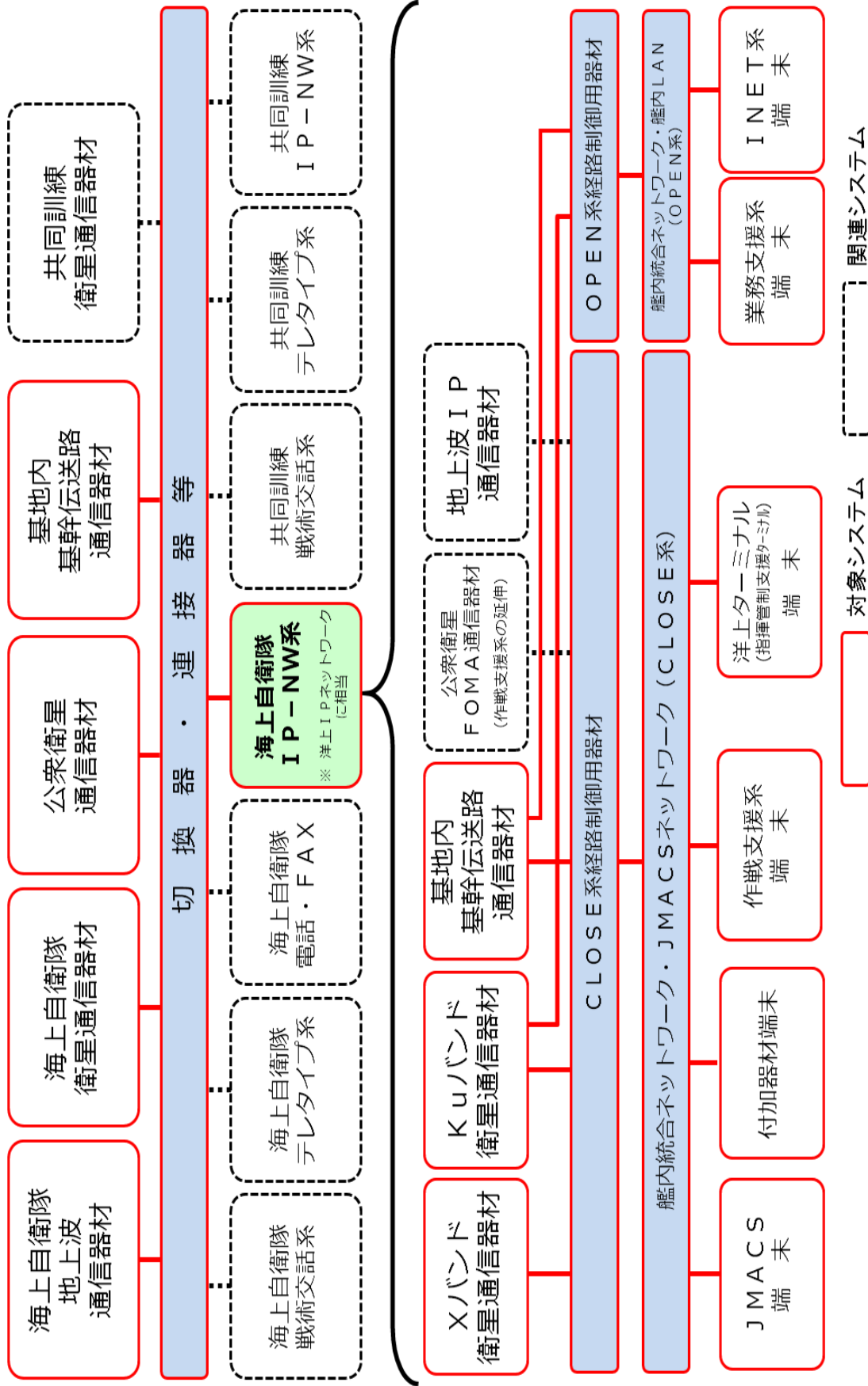
ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの分任支出負担行為担当官に行うことができる。

- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、個
の限りではない。

艦艇通信の概要及び洋上IPネットワークの範囲(定義)



技術資料作成要領

次に示す事項について、該当する項目順に従い、提出すべき技術資料を作成するものとする。

- 1 検査・修理実績等（過去5年間）
（実績がない場合は省略可）
- 2 設備等
 - (1) 設 備
計測器、試験装置及び専用治工具類の保有状況に関する事。こと。
 - (2) 乗員整備への技術支援体制等（安全管理体制、工程管理体制、技術情報の管理体制を含む。）
 - ア 乗員整備への技術支援体制
職制機能図、社内・社外（協力企業）協業体制及び官側との連絡体制に関する事。こと。
 - イ 人員構成（経験年数を含む。）
整備（管理、計画、整備）、安全管理、工程管理、技術資料の作成及び技術情報の管理に関する事。こと。
 - ウ 技術レベル
統括者、技術統括者、システム技術者、専門技術者等の技術レベルに関する事。こと。
 - エ 技術援助協定等
整備に関する技術援助協定等に関する事。こと。
 - オ 要員養成等
 - (3) 技術資料の蓄積等
 - ア 装備品等に係る整備実績等技術資料の蓄積要領
 - イ 技術資料の管理要領
- 4 根拠法規等
法的資格、法令に基づく認可に関する事。こと。
- 5 一部業務委託
 - (1) 下請（予定）企業一覧に関する事。こと。
 - (2) 下請（予定）企業の設備及び体制等に関する事。こと。

(記入例)

〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

名 称	備 考
「洋上 I P ネットワーク」に関する乗員整備技術支援	

制限事項等がある場合は、その旨記載すること。

関連文書：呉監公示第〇〇号（〇〇. 〇〇. 〇〇）

添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）

2 平成〇〇年〇〇月期有価証券報告書及び監査報告書

3 技術資料一式